

貸与

13

校内しめり

5/15(金)

(電子メール施行)
兵高振第1001号
令和8年4月3日

関係学校長様

公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会 理事長

令和8年度兵庫県高等学校教育振興会奨学資金貸与希望者(新規)の
募集について(通知)

春暖の候、貴職にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことについて、奨学資金貸与希望者の募集を行いますので、生徒・保護者への周知、申請書類のとりまとめ等についてお願いします。

また、通学交通費、電動アシスト自転車購入費、タブレット端末等購入費等の貸与申請もあわせて募集しますので、申請要件等を十分に確認の上、貸与希望者へ周知願います。

なお、貸与時期については、下記提出期限までに申請書類を提出し、貸与決定されると4月分からの貸与となりますが、それ以降は随時受付として受理した日の属する月分からの貸与となります。

申請書類に不備がある場合、必要書類が整った段階での受理となるため、ご注意ください。

記

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 1 送付書類 | 別紙1のとおり |
| 2 提出期限 | 申請書類等を十分に点検のうえ
令和8年5月29日(金) <<必着>> |
| 3 提出方法 | 郵送 |

本件に関する問い合わせ先

〒650-0023

兵庫県神戸市中央区栄町通3-6-10

みなと元町Uビル4階

(公財)兵庫県高等学校教育振興会

奨学資金第1課 貸与係

電話 078-361-6640

FAX 078-361-6677



令和8年度 兵庫県高等学校教育振興会奨学資金のご案内

当会では、勉学意欲がありながら経済的な理由により修学が困難な高校生等に対して、修学を奨励し、もって有為な人材を育成することを目的とした奨学資金の貸与を行っています。
 この奨学資金は、奨学生（生徒本人）に直接お貸しするもので、奨学生（生徒本人）は高等学校等を卒業後、返還しなければなりません。返還されたお金は、後輩の奨学資金として再び活用されます。

【対象者】 ※次のすべての要件を満たす方が貸与の対象となります。

- ① 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援（盲・聾・養護）学校の高等部、又は指定した専修学校の高等課程に令和8年4月以降在学すること。
- ② 申請者の生計を主として維持する方（保護者等）が兵庫県内に住所を有していること。
- ③ 申請者の主として生計を維持する方の収入が別に定める基準額以下であること。
 （参考）収入額の目安（あくまで目安です。家族構成等により変動します。）

世帯人数	給与所得者の場合 (税込の総収入額)	事業所得者の場合 (必要経費控除後の額)	家族構成
3人	635万円	221万円	父母・申請者
4人	680万円	253万円	父母・申請者・中学生

【連帯保証人】 1名（申請者が未成年の場合は、原則として親権者又は後見人）

【併用できない奨学金等】

- ① 独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）による奨学金
- ② 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金
- ③ （公財）兵庫県高等学校教育振興会勤労生徒奨学資金
- ④ 特別支援教育就学奨励費補助金及び特別支援教育就学奨励費負担金

【申請方法】

書類受取り・提出	ともに学校
締切日	学校が定める日

※新規申請後も随時受け付けます。
※当会に書類を直接提出することはできません。

【申請結果】

決定通知時期・方法	8月中旬以降・学校を通じて通知
-----------	-----------------

【貸与月額】

公立自宅通学生	18,000円
私立自宅通学生	30,000円

※自宅外通学生は5,000円加算されます。

【貸与の時期】（予定）

I期（4～9月分）	8月末頃	II期（10～12月）・III期（1～3月）	10月・1月末頃
-----------	------	------------------------	----------

【奨学資金の返還】

- 卒業後、金融機関の口座振替等により返還していただきます。
- 返還方法は「月賦」、「半年賦」、「年賦」、「一括」があり、「借用証書」の提出時に選択します。
 （月賦の返還例：自宅通学者が3年間（36か月）貸与した場合の例）

区分	貸与月額	貸与期間	借用金額	返還回数	最低返還月額
国・公立	18,000円	3年	648,000円	111回	5,840円
私立	30,000円		1,080,000円	144回	7,500円

*申請を希望する方、詳しく知りたい方は学校から募集案内を受け取ってください。

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 奨学資金第1課 貸与係
 ホームページ (<https://pure.ne.jp/syougaku/>) TEL : 078-361-6640

令和8年度
奨学資金貸与希望者募集案内

奨学資金の貸与を希望する皆さんへ

- この奨学資金は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等の修学を奨励することを目的としています。
- 高校在学中にお貸しするものです。(大学等の奨学金ではありません)
- 奨学生（生徒本人）は貸与終了後（高等学校を卒業後等）、返還しなければなりません。
- 奨学資金を希望する生徒は、この案内書（募集要件等）をよく読み、内容を十分に理解したうえで、ご家族の方と相談し、在学する学校へ申請をしてください。

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会

※ご不明な点がございましたら学校の担当の先生、または下記までお問い合わせください。
また、当会ホームページによくある質問を掲載しております。そちらもご参照ください。
(https://pure.ne.jp/syougaku/syougakukin2_qa.html)

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会
奨学資金第1課 貸与係
電話 078-361-6640
(受付時間：8：45～16：30)

1 奨学資金の申請について

(1) 貸与対象者

次のすべての要件を満たす方が貸与の対象となります。

- ① 勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な状況にあり、生計を主として維持する方の収入が別に定める基準額以下であること。
- ② 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援（盲・聾・養護）学校の高等部、又は指定した専修学校の高等課程に在学すること。
- ③ 申請者の生計を主として維持する方（保護者等）が県内に住所を有していること。
※奨学生（生徒）が「入寮等の理由」で県外に居住しても貸与できます。

(2) 併用できない奨学金等

- ① 独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）による奨学金
- ② 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金
- ③ （公財）兵庫県高等学校教育振興会勤労生徒奨学資金
- ④ 特別支援教育就学奨励費補助金及び特別支援教育就学奨励費負担金

なお、本会奨学資金は上記以外の奨学金等との併用を制限しておりません。上記以外の奨学金との併用については、それぞれの奨学金を扱っている窓口を確認してください。

※今回申請しようとする方の兄弟姉妹が、上記の奨学金を受けていても併用にはあたりません。

(3) 連帯保証人

申請にあたっては連帯保証人 1 名が必要です。

親権者又は後見人（保護者）の方としてください。ご家庭の事情（※注）により別の方を連帯保証人に指名する場合は、事前に当会までご相談ください。

※連帯保証人は申請者と同等の返還義務があります。

（※注）ご家庭の事情とは

- ① 自己破産（債務整理）をしている場合
- ② 重度の障害等により、本会奨学資金の返還が困難な場合等です。

(4) 収入額の目安 ※別項5所得の算定方法もあわせてご覧ください。

申請者の生計を主として維持する方（所得金額の最も多い方 1 名）の年間収入額で決定します。収入基準は、おおむね次のとおりです。家族構成等により限度額は増減します。

世帯人数	給与所得者、年金、生保受給者の場合 (税込の総収入額)	事業所得者の場合 (必要経費控除後の額)	家族構成 (例)
2人	599万円	196万円	父・申請者
3人	635万円	221万円	父母・申請者
4人	680万円	253万円	父母・申請者・中学生
5人	713万円	276万円	父母・申請者・中学生・小学生

※上記表の総収入額とは、「課税（所得）証明書」の

給与収入の方は給与収入、事業主の方は営業所得に記載されている金額です。

その他に年金収入、不動産所得、生活保護費等も収入額に含みます。

生活保護世帯で高等学校等への就学者がある場合、就学費用（高等学校等就学費）が給付されますが、該当者が奨学金の貸与を受ける場合は、その就学費用が減額される可能性があるとのこと。ご留意ください。（詳しくは管轄の福祉事務所にお問い合わせください。）

2 奨学資金の貸与について

(1) 貸与月額と貸与（返還）総額（無利子）

学校区分	貸与月額(自宅)	貸与期間	貸与(返還)総額	貸与月額(自宅外)	貸与(返還)総額
国・公立	18,000 円	3 年	648,000 円	23,000 円	828,000 円
		4 年	864,000 円		1,104,000 円
		5 年	1,080,000 円		1,380,000 円
私立	30,000 円	2 年	720,000 円	35,000 円	840,000 円
		3 年	1,080,000 円		1,260,000 円
		4 年	1,440,000 円		1,680,000 円
		5 年	1,800,000 円		2,100,000 円

- ・「貸与期間」「貸与（返還）総額」は、正規の修業年限によって異なります。
- ・その他に通学交通費・電動アシスト自転車購入費・タブレット等購入費等の貸与(P4～6参照)を受けた奨学生の「貸与（返還）総額」は、本体の奨学資金貸与額に加算された額となります。

(2) 貸与期間

原則として4月から卒業するまでの修業年限です。（随時申請の場合は異なります。）

(3) 貸与時期・方法

【貸与時期（予定）】 ※随時申請の場合は異なります。

I 期（4～9月分）	II 期（10～12月分）	III 期（1～3月分）
8月末頃	10月末日	1月末日

【貸与方法】 奨学生（生徒）本人名義の金融機関の口座に振り込みます。

3 申し込みから決定まで

申込先	在学している高等学校等 ⇒ 学校で「奨学資金申請書」など必要書類を受け取る。 ⇒ 必要書類を揃えて学校に提出。 （学校長の推薦を経て、学校から振興会に提出されます。）
申込期間	新規申請募集開始後（4月上旬）から学校が定める期間内（5月中旬頃）。 締切日は各学校にお問い合わせください。 ＊新規申請締め切り後、家計の急変等により申請をご希望の場合は、毎月月末までに本会 到着分を随時受付の締め切りとし、受理した日の属する月分からの貸与となります。
選考・決定	選考の流れは、申請書類の審査 ⇒ 選考委員会 ⇒ 決定 となります。 決定通知書は、8月中旬頃（予定）学校に送付します。 ＊随時受付の場合は異なります。

※ 申請者が多数の場合、申請の条件を満たしていても採用されない場合があります。

※ 名前については、現在常用漢字、JIS 第1水準漢字、JIS 第2水準漢字及び人名用漢字での表記となりますのでご了承ください。

4 提出書類について

【提出書類】 ※すべて揃えて、学校に提出してください。

必須	① 奨学資金申請書（両面）	
	② 連帯保証人の印鑑登録証明書（申請日から3か月以内の原本）	
	③ 主として生計を維持している方（所得金額の最も多い方1名）の所得に関する証明書類 ※所得に関する提出書類参照	
	④ 振込先口座の通帳またはキャッシュカードのコピー ※申請者（生徒）名義	
該当者	⑤ 特別控除に関する書類等 ※特別控除該当者の添付書類参照	
申請希望者	⑥ 通学交通費貸与願	※P4～6のその他（加算）の申請について参照
	⑦ 電動アシスト自転車購入費貸与願	
	⑧ タブレット端末等購入費等貸与願	

※世帯の状況に応じて、他にも証明書類が必要な場合があります。

【所得に関する提出書類】

下記以外の書類（例：源泉徴収票等）は当会指定の証明書類でないため受理できません。

所得については「1年間」の金額で審査します。月額で記載の書類は、年額に直してください。

		提出書類	発行所
必須		・「課税（所得）証明書（最新のもの）」原本	市区町役場
該当者のみ	生活保護受給者	・最新の保護変更決定通知書の写し（生活扶助・教育扶助が記載されているもの）	福祉事務所
	年金受給者	・最新の「年金額改定通知書」等の写し（名前・金額が記載されている通知書）	日本年金機構
	雇用保険受給者	・雇用保険受給資格者証の写し（基本手当日額・給付日数が記載されている面）	職業安定所
	傷病手当受給者	・傷病手当金通知書の写し（金額が記載されている通知書）	健康保険協会

※1 昨年の1月2日以降に転職・就職等で収入に変動があった方（様式は学校にあります）
・給与所得者は「収入見込証明書」 ・事業所得者は「収入見込申告書」を提出してください。

【特別控除該当者の添付書類】

下記に該当する方で特別控除を希望される場合は証明書類を提出してください。

特別控除の種類	証明書類
母子・父子世帯	ひとり親家庭等医療費受給者証等の写し ※課税証明書にひとり親控除等の記載があれば代用可
障害のある者がいる世帯	身体障害者手帳等の写し
主たる生計維持者が(単身赴任等)別居している世帯	住居費・光熱水費・家財用品購入の確認できる1年以内の領収書等の写し（71万円限度）
長期(6か月以上)に療養を要する者がいる世帯	医師の診断書（原本）と治療にかかる支出を確認できる1年以内の領収書等の写し
火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	り災証明書等と修繕費の領収書等の写し
火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯とは、日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められた世帯。	